

令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局健康部 健康づくり課
-----	-----------------

1. 基本情報

事業名称	後期高齢者健康診査費（人間ドック・脳ドック）
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	・高齢者の医療の確保に関する法律第125条 ・船橋市後期高齢者医療制度被保険者人間ドック及び脳ドック助成事業実施要綱
事業開始年月日	後期高齢者健康診査：平成20年から開始（平成19年の法改正により基本健康診査から名称変更） 人間ドック：平成28年度から開始 脳ドック：平成30年から開始
最終改正年月日	令和4年1月29日（高齢者の医療の確保に関する法律） 令和3年4月1日（船橋市後期高齢者医療制度被保険者人間ドック及び脳ドック助成事業実施要綱）
事業目的 (実現・達成したいこと)	【全体】 千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託事業であり、生活習慣病の早期発見や健康の保持、増進のために健診を実施している。 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で示している目標受診率（R5：51.5%）を目標としている。 【人間ドック・脳ドック】 人間ドックは、後期健診の検査項目を満たしていることから、「みなし健診」とすることができる。また、脳ドックは、後期健診または人間ドックを受診することを条件としていることで、人間ドック・脳ドックの受診機会の拡充に繋がることから、目標受診率の達成に寄与している。
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	後期高齢者医療制度の加入者に対する健康診査は、千葉県後期高齢者医療広域連合から事業委託を受けて実施。 また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下、「高齢者の保健事業」という。）に関する規定を盛り込んだ「健康保険法」が令和2年4月1日に施行され、令和2年度より「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を展開している。国保被保険者の前期高齢者から後期高齢者に移行する被保険者に対し、保健事業をシームレスに実施することで、フレイル対策や生活習慣病の重症化予防、QOLの向上、医療費適正化に寄与することが期待される。 また、令和5年度より千葉県後期高齢者医療広域連合より受託している後期高齢者歯科口腔健康診査事業の受診券を発送する。 ①健康診査（個別医療機関での現物給付） 対象：後期高齢者医療制度加入者 ②人間ドック費用助成事業（個別医療機関での現物給付・償還払い 上限13,000円） 対象：後期高齢者医療制度加入者 ③脳ドック費用助成事業（個別医療機関での現物給付・償還払い 上限10,000円） 対象：後期高齢者医療制度加入者 5歳刻み年齢 ④後期高齢者歯科口腔健康診査受診票等作成業務受託事業 対象：後期高齢者医療制度加入者のうち、年度末年齢が76歳の者

実施背景 <small>(事業を実施することになった背景・要因)</small>	<p>【全体】 平成20年度、老人保健法に基づき実施していた基本健康診査が廃止され、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査等実施計画を策定し、国民健康保険課特定健康診査室にて特定健康診査及び特定保健指導を開始。生活機能評価（包括支援課）とがん検診（健康増進課）と同時実施。後期高齢者医療制度被保険者の健康診査は千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施。</p> <p>【人間ドック・脳ドック】 人間ドックは、検査項目が多項目であるため、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防に有効である。そして、千葉県後期高齢者医療制度被保険者の中でも健康診査を受診せず、総合的な健診である人間ドックを受診している者がいる。上記を踏まえ、一人でも多くの受診者を増やすことが重要であり、受診機会の拡充を図るためにも、人間ドックの利用者に対して受診費用の一部助成を平成28年度より開始。</p> <p>脳ドックは、船橋市において心疾患による死亡者が多いことから、平成25年度から健康診査における心電図検査の実施基準を緩和し、より多くの方が受診できる体制としているが、脳の状態を直接把握できる検査は実施していない。そして、健康診査で行われる血液検査により間接的に脳梗塞のリスクを把握することができるが、脳ドックにより、自覚症状のない脳梗塞（無症候性脳梗塞）や脳出血のリスクを直接把握することが可能となり、重症化予防につながることから、平成30年度より脳ドック費用助成事業を開始。</p>								
これまでの経緯 <small>(対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)</small>	<p>平成20年度 老人保健法に基づき実施していた基本健康診査が廃止され、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査等実施計画を策定し、国民健康保険課特定健康診査室にて特定健康診査及び特定保健指導を開始。生活機能評価（包括支援課）とがん検診（健康増進課）と同時実施。後期高齢者医療制度加入者の健康診査は千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施。</p> <p>平成22年度 生活機能評価廃止。</p> <p>平成23年度 日曜日集団健診（船橋市医療公社）を廃止し、当番医療機関による日曜日健診実施。</p> <p>平成25年度 第二期特定健康診査等実施計画に準じて実施（平成25年3月策定）。貧血検査を全員に実施するほか、血清クレアチニン検査及び血清尿酸検査追加。</p> <p>平成27年度 10月の組織改正により、保健所健康づくり課にて健康診査業務を実施。</p> <p>平成28年度 健診項目に血清アルブミン、総蛋白、白血球数、血小板数、尿潜血を追加。人間ドック費用助成事業開始（13,000円助成）</p> <p>平成30年度 第三期特定健康診査等実施計画に準じて実施（平成30年3月策定）。健診項目にeGFRを追加。Non-HDLコレステロールを任意項目として追加。 脳ドック費用助成事業開始（10,000円助成）</p>								
事業内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 1547 938 1613">対象者</th> <th data-bbox="947 1547 1754 1613">内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="418 1613 938 1921" rowspan="2">後期高齢者医療制度加入者</td> <td data-bbox="947 1613 1754 1771"> 事業名：後期高齢者健康診査 サービス内容：健康診査 費用：無料 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="947 1771 1754 1921"> 事業名：人間ドック費用助成事業 サービス内容：人間ドック費用の一部を助成 助成額：上限13,000円まで費用助成 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1921 938 2079">後期高齢者医療制度加入者かつ5歳刻みの年齢の者(75歳、80歳、..)</td> <td data-bbox="947 1921 1754 2079"> 事業名：脳ドック費用助成事業 サービス内容：脳ドック費用の一部を助成 助成額：上限10,000円まで費用助成 </td> </tr> </tbody> </table>	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）	後期高齢者医療制度加入者	事業名：後期高齢者健康診査 サービス内容：健康診査 費用：無料	事業名：人間ドック費用助成事業 サービス内容：人間ドック費用の一部を助成 助成額：上限13,000円まで費用助成	後期高齢者医療制度加入者かつ5歳刻みの年齢の者(75歳、80歳、..)	事業名：脳ドック費用助成事業 サービス内容：脳ドック費用の一部を助成 助成額：上限10,000円まで費用助成	
対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）								
後期高齢者医療制度加入者	事業名：後期高齢者健康診査 サービス内容：健康診査 費用：無料								
	事業名：人間ドック費用助成事業 サービス内容：人間ドック費用の一部を助成 助成額：上限13,000円まで費用助成								
後期高齢者医療制度加入者かつ5歳刻みの年齢の者(75歳、80歳、..)	事業名：脳ドック費用助成事業 サービス内容：脳ドック費用の一部を助成 助成額：上限10,000円まで費用助成								

2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	—	—	438,875	460,012
	うち一般財源	—	—	39,715	29,414
	決算(見込)額	—	—	417,333	424,238
	令和3年度から予算化した理由について	令和2年度までは、特定健診（国保加入者・特別会計）、後期高齢者健診（後期高齢者・一般会計・民生費）、生保健診（生活保護者・一般会計・衛生費）の支出を国民健康保険特別会計で一括して支出し、決算期に各会計から公金振替により精算していたが、令和3年度からは、各会計で予算化し年度当初から支払いを行うこととなった。			
対象者数・ 交付件数など	健診対象者	75,724	77,930	79,209	82,487
	脳ドック対象者	12,565	13,661	14,629	14,974
	健診受診者	34,274	32,153	35,543	35,887
	人間ドック受診者 (上段：現物) (下段：償還)	978	829	1,104	1,237
		330	245	259	305
	脳ドック受診者 (上段：現物) (下段：償還)	397	324	375	376
19		14	18	22	

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	健康増進事業補助金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	10月～6月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	市が契約している医療機関での健診実施期間は、5月～3月。 償還払いにて対応している人間ドック、脳ドックについては、1年間を通して受付を行っている。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5人工	1.0人工		
	従事者数	3人	2人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所管課	健康福祉局健康部 健康づくり課
事業名称	後期高齢者健康診査費（人間ドック・脳ドック）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	市民が償還払いの申請を行う際、申請書発行依頼の8割が電話によるものであるため、聞き取りや内容確認、発送など、職員の事務処理に要する時間が長い。 また、申請書到着後は、委託事業者へ送付するまでの期間が2日間と短い日数で職員が事務処理をしなければならないため、職員の負担となっている。	以下のような事務運用の改善を図る ・対象者のみに案内しているオンライン申請のURLを、市HPでの公開や電話での案内等を行いオンライン申請率を向上させる。 ・オンライン申請を促すよう通知書を改善する。 ・申請書の事務処理の締め日を変更し、事務処理に必要な日数を確保する。
2 申請書が複数ある	市民が償還払いの申請を行う際、書類の様式が2種類存在するため、分かりにくい。また、市の事務処理としても、作業が2種類で分かれ、処理が煩雑となっている。	・2種類の様式を1つに統一し、市民に分かりやすいよう改める。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	-	-
2 申請書が複数ある	-	-